

I 各市提出議題

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの

【改善を求めるもの】

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（ . . . 第 回総会； 市）		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <sup>※注</sup> <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	農政部農業政策課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>1 農地に再生可能エネルギー発電設備を設置する場合の農地転用許可の取扱いについて</b>		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>農家が、発電設備を設置後も当該農地で営農を行い、耕作に支障がないと認められる場合においては、農地転用許可不要として取り扱いをお願いしたい。</p> <p>農業の持続的発展という視点での大局的な判断をされたい。</p>		
提案理由	<p>再生可能エネルギーの活用促進及び売電による農家の副収入の向上など、農家の持続的発展と農地の有効利用。</p>		
現況及び課題等	<p>当市では、現在、農地の一時転用許可を受けて発電設備を設置している例があるが、当該地では引き続き営農が行われ、作物栽培に支障がないことから、農業者からも許可案件となっていることに対する疑問の声が多く寄せられている。また、他県（三重県）では許可不要として取り扱っており、農地法の運用に差が生じている。</p>		
法令関係	農地法第4条第1項		



○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <sup>※注</sup> <input type="checkbox"/> その他（ ）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	建設部都市計画課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>3 市街地再開発事業県補助金の継続について</b>		
提案市	駒ヶ根市		
提案要旨	<p>平成24年3月に定められた「長野県行政・財政改革方針」の中で、県単独補助金見直しの実施、が記載されており、市街地再開発事業等に対する補助も見直し対象となっている。市街地における土地の有効利用を図り、中心市街地の活性化と快適で暮らしやすいまちづくりを進める上で、施行者や市町村の費用負担軽減のために県補助金の継続を要望する。</p>		
提案理由	<p>市街地再開発事業は採算性や共同化のための権利調整作業を伴う困難な事業である。街路の拡幅や駐車場の整備等、地域の都市機能の更新も伴う事業であることにより、国や地方公共団体が事業を促進するため、助成の対象としている。</p> <p>原則として地方公共団体の補助率は補助対象費用の2/3で、国は地方公共団体の補助に要する費用の1/2となっており、最終的には国1/3、地方1/3、施行者1/3という負担割合となる。県補助金廃止の場合、市町村の負担割合によっては国費も1/3の負担割合とならない状況となり、市町村負担が大きくなることも想定される。</p>		
現況及び課題等	<p>現在の負担割合は、国1/3・県1/10・市町村7/30・施行者1/3となっている。県補助金廃止の場合、市町村が1/3を負担しないと国費も1/3の負担割合とならず、施行者の事業存続にも影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>地方都市においては、当該事業へのニーズは不変であり、国費の枠組みにより県の助成措置が必要と思われる。</p> <p>また、市街地再開発事業には多額の民間投資を伴うこととなり、当該事業を誘発する施策として県の関与は必要と考える。</p>		
法令関係	都市再開発法 市街地再開発事業補助金交付要綱（県）		

○ その他

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 飯山市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input checked="" type="checkbox"/> その他（ 要請 ）	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	防衛省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	（危機管理防災課）
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	4 MV-22オスプレイの安全性の確認について		
提案市	飯山市		
提案要旨	<p>オスプレイの安全性の確認、確認結果の説明、安全性への懸念が払拭されるまでは訓練飛行をさせないこと。</p>		
提案理由	<p>米軍が政府に提出した環境審査報告書によると低空飛行訓練ルートとして、当市が含まれるルート（山形～福島～群馬～新潟～長野～岐阜）が入っている。オスプレイは、開発段階、部隊配備後も墜落事故を起こし、低空飛行訓練の危険性が払拭されていない。</p>		
現況及び課題等	<p>米国側からの情報では安全性が再確認されるまでは飛行運用は控えるとのことだが市民の不安が払拭されていない。</p>		
法令関係			

○ その他

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案（・・・第 回総会； 市）		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input checked="" type="checkbox"/> その他（要望）	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部介護支援室
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	<b>5 土砂災害警戒区域内（イエローゾーン）における社会福祉施設等の創設について</b>		
提案市	岡谷市		
提案要旨	県補助金「老人福祉施設等整備事業補助金」における、イエローゾーンでの施設の創設について、補助金を交付しないことのないよう要望したい。また、同区域内の社会福祉施設等の創設についても一律に規制するのではなく、地域の実情を考慮していただき柔軟に対応していただきたい。		
提案理由	県の老人福祉施設等整備事業補助金説明会においてイエローゾーンへの施設整備は当補助金の補助対象としない方向であることが示された。介護保険事業計画第5期の施設整備については、県補助金を見込んでの整備計画であり、今後の事業運営に支障が出兼ねない。 また、イエローゾーンへの社会福祉施設等の設置が認められなくなる可能性があるとのことで、今後の施設整備計画が困難になることも考えられる。		
現況及び課題等	県の規制方針には、災害から市民を守る観点から一定の理解はできるものの、現状として、特に当市においては、市街地に施設整備できる用地が少なく山間部に整備せざるを得ない。県内は山間地が多く、一律に規制することにより福祉サービス提供に支障が出ることのないよう、地域の実情を考慮していただきたい。		
法令関係	老人福祉施設等整備事業補助金（県）		